

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

青森市長

市町村名 (市町村コード)	青森市 (2201)
地域名 (地域内農業集落名)	新城地区 (相野・石神・石江・平岡開拓・新城・白旗野・岡町・戸門・支村・鶴ヶ坂)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月25日 (1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・安定的な用排水の確保のため、基盤整備を実施する必要がある。
 ・基盤整備未実施の水田や山沿いの農地が多いため農地流動化が進みにくく、耕作放棄地の解消や未然防止を図る必要がある。
 ・物価高騰等により農業機械の維持・更新経費も増大しており、農家への支援対策が必要である。
【地域の基礎的データ】
 中心経営体:18人
 主な作物:水稲、野菜、花き、果樹

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域内外から新規就農者を確保し、担い手への農地の集約化を図る。
 ・基盤整備を実施するとともに、スマート農業を導入し農地の有効利用や農作業効率化を推進する。
 ・高収益作物の従事者を増やし、若い世代の担い手確保につなげる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	340 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	340 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その中でも農業生産の中心となるエリアである農用地で担い手の意向や周辺農地の状況等を勘案し、農地の活用を促進する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
中心経営体である認定農業者や認定新規就農者が担い、離農者の農地を中心経営体へ集約できるよう、継続して地域内の話し合いを行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、補助事業を活用し、農用地の大区画化・用排水路の整備等のための基盤整備を、新城地区の一部で令和8年度までに実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から新規就農者を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市や農協と連携し就農相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業者になりうる担い手等を活用した農作業委託について、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①サルの被害を防止するため、情報共有を図り、対策に取り組む。
- ③スマート農業機械を導入し、規模拡大を進める。
- ⑩市街地に近いことから、市民が農業への関心を持てるよう市民農園の整備に取り組む。